

## 第 22 回太宰府市自治基本条例審議会

平成 27 年 2 月 17 日（火）午後 7 時～

於太宰府市役所 4 階大会議室

出席者；

欠席者；

次 第

1.開 会

2.会長挨拶

議 事

1、会長・副会長たたき台について

2、その他

閉会

## ■第 21 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
62 頁 第 25 条 危機管理	<p><b>【条文】</b></p> <p>第 25 条 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。</p> <p>2 コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。</p> <p>3 市長等は、市民及び旅行者等の安全及び安心を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、危機管理体制を整備し、その不断の見直しを行わなければならない。</p> <p>4 市は、災害等の発生時において、市民及び旅行者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、コミュニティ、関係機関並びに他の地方公共団体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。</p> <p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1、2、3 項では、災害時には、「自助」「共助」「公助」それぞれの取組みが非常に重要であるため、この規定を定めました。なお、本条でいう「災害等」とは、台風、地震などの自然災害をはじめ、新型インフルエンザの発生やテロ行為などにより、市民の生命、身体及び財産に重大な影響を及ぼす状況を言います。</li> <li>・第 3 項では、本市の特色として「全国屈指の観光都市」であることから、市民と合わせて観光客の安全及び安心を確保することを規定しています。</li> <li>・第 4 項では、市は、災害等が発生した時に、市民や自治会、消防団、警察等の関係機関や、あるいは国、県、他の地方公共団体等と連携・協力し、市民及び旅行者等の安全確保に努めなければならないことを規定しています。</li> </ul>	<p><b>【条文】</b></p> <p>第 25 条 市長等は、市民及び旅行者等の安全及び安心を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、<u>減災の基盤整備を行うとともに</u>、危機管理体制を整備し、その不断の見直しを行わなければならない。</p> <p><b>2</b> 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。</p> <p><b>3</b> コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。</p> <p>4 市は、災害等の発生時<b>及びその前後</b>において、市民及び旅行者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、コミュニティ、関係機関並びに他の地方公共団体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。</p> <p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1、2、3 項では、災害時には、「自助」「共助」「公助」それぞれの取組みが非常に重要であるため、この規定を定めました。</li> <li>・<u>「自助」「共助」「公助」の中でも基本となるのは「自助」、一人一人が自分の身の安全を守ることです。特に災害が発生した時は、まず、自分が無事であることが最も重要です。それを基本としつつ、「行政の責任をしっかりと規定する」という趣旨から、第 1 項に市長等の項目を定めました。</u></li> <li>・本条でいう「災害等」とは、台風、地震などの自然災害をはじめ、新型インフルエンザの発生やテロ行為・<b>有事</b>等により、市民の生命、身体及び財産に重大な影響を及ぼす状況を言います。</li> <li>・<u>また、第 1 項では、災害時の行動等の防災計画のみならず、減災の基盤整備を行っていくことを示しています。</u></li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4項では、本市の特色として「全国屈指の観光都市」であることから、市民と合わせて観光客の安全及び安心を確保することを規定しています。</li> <li>・第4項では、市は、災害等が発生した時に、市民や自治会、消防団、警察等の関係機関や、あるいは国、県、他の地方公共団体等と連携・協力し、市民及び旅行者等の安全確保に努めなければならないことを規定しています。<u>特に、国内外からの観光客の安全確保は、地域住民をはじめ、さまざまな関係機関の連携を図ることが求められます。</u></li> </ul>
<p>審議会の議論</p>	<p>(市民意見 No1__自助、公助、共助の順番について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に、災害発生時には「自助」が大事である。そのため原案では「自助」を第1項に持ってきていた。</li> <li>・本条例の位置づけを考慮し、安全・安心へ導く市の体制作りを第一に定めることも重要だ。</li> </ul> <p>→前文削除は行わず、まずは災害に対する行政の責任をしっかりと定めるという趣旨で、条文の順番を変更する。</p> <p>→また、自助の重要性を、あらためて解説に記載する。</p> <p>(災害等とは)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等に、最近の話題になっているテロや有事等も含めておくべきではないか。</li> <li>・他国からの侵略等は、国家レベルの話であり、自治基本条例の趣旨にそぐわないのではないかと。それより、原子力発電所が事故を起こした場合等を想定する方が良くはないか。</li> </ul> <p>→近年の社会情勢を考慮し、国民の生命及び財産に危害が及ぶような非常事態も想定して、解説において「有事」を追記する。</p> <p>(都市計画上の防災の観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理というと、災害が起きた後の処理が言われるが、その前の段階として、都市計画上の防災の観点が抜けていたと思われる。災害に強いまちづくりは、都市計画の分野でも検討するべきではないか。</li> </ul> <p>→「減災のための基盤整備を行う」といった条文を追加する。</p> <p>→「災害発生時」だけでなく、「災害の発生前後」、むしろ平時における県や国との相互連携が必要であることを示す。</p>	
<p>回答の方向性</p>	<p>(市民意見 No1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前文削除は行わず、まずは災害に対する行政の責任をしっかりと定めるという趣旨で、条文の順番を変更する。</li> </ul> <p>(市民意見 No2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携の相手方が国とか他の自治体になるので、連携するのは太宰府市なので、「市は」という主語のまま、「変更なし」とする。</li> </ul> <p>(市民意見 No3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を参考にする。</li> </ul>	

## ■第 21 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
64 頁 第 26 条 魅力ある まちづく り	<p>【条文】</p> <p>第 26 条 市民、コミュニティ、議会、市長等は、太宰府市が将来にわたって風格ある観光都市としてあり続けるよう不断の努力を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、先人が築いてきた歴史と文化、及び豊かな自然環境を守り育て、魅力あるまちづくり施策の推進に努めるものとする。</p> <p>3 市民は、太宰府の歴史、文化、自然等への理解を深めるとともに、訪れる人たちを温かく迎えるよう努めるものとする。</p>	<u>(削除)</u>
審議会の 議論	<p>(「26 条 魅力あるまちづくり」を規定するか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あまりに当たり前のことを規定している。不要であろう。</li> <li>・自治基本条例は、市政運営の基本ルールを定めるということがメインになると思われ、そこから逸脱している。</li> <li>・前文で書ける内容ではないか。</li> </ul> <p>→26 条を削除する。記載されている内容は、前文の参考にする。</p>	
回答の方 向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・26 条を削除する。</li> </ul>	

## ■第 21 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
65 頁 第 27 条 他の地方 公共団体 及び国等 との関係	【条文】 第 27 条 市は、広域的な課題を解決し、 又はまちづくりの推進を図るため、他の 地方公共団体及び国並びにその他必要と 認める団体等との積極的な連携に努めな ければならない。	【条文】 第 27 条 市は、 <u>行政サービスの向上、又 はまちづくりの推進、及び、広域的な課 題を解決するため</u> 、他の地方公共団体及 び国並びにその他必要と認める団体等と の積極的な連携に努めなければならな い。
審議会の 議論	(近隣との連携を高める) ・連携軸という発想から、近隣地方公共団体との連携を強く意識すべきだろう。例え ば、お互いの自治体の図書館が近い距離にある場合、それぞれの図書館が扱う得意 分野を分けて、相互利用を行うことで、図書の充実が図られると思われる。同じ類 の施設等をお互いが利用し合い、補い合っていくという発想が求められる。 →目的に行政サービスの向上を追加し、記載する順番を変更する。	
回答の方 向性	(市民意見なし)	

## ■第 21 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
66 頁 第 28 条 条例の見直し	<p><b>【条文】</b></p> <p>第 28 条 市長は、この条例が市民を主体とした自治の実現に寄与しているかについて検証し、市民参画による検討を施行の日から 4 年を超えない期間ごとに行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項に規定する市民参画による検討の結果を受けて、この条例の見直しが適当であると認めるときは、必要な措置を講じるものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 項では、この条例の実効性を確保するため、条例の規定内容がどのように制度等に反映され、市民主体の自治の実現が図られたのか検証するとともに、この検証結果を市民の参画により検討することを規定しています。</li> <li>・第 1 項に定める「市民参画による検討」とは、市民が参画した委員会等を設け、条例の見直しの検討を行うことなどです。</li> <li>・第 1 項に定める「検証」とは、『(仮)自治基本条例推進計画』等を定め、その計画の進捗状況の把握を行うことなどです。</li> <li>・第 2 項では、条例の内容について、市民の参画を得て検討した結果を受けて見直す必要がある時には、条例改正等の措置を行うことを定めています。</li> </ul>	<p><b>【条文】</b></p> <p>第 28 条 <u>市民は、この条例が適切に運用されているかについて、市長等に意見を述べるができるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 市長は、この条例が市民を主体とした自治の実現に寄与しているかについて、<u>前項の規定により提出された意見を参考に</u>検証し、市民参画による検討を施行の日から 4 年を超えない期間ごとに行うものとする。</p> <p><u>3</u> 市長は、前項に規定する市民参画による検討の結果を受けて、この条例の見直しが適当であると認めるときは、必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>4</u> <u>市長等は、条例の見直しについて検討した結果等を、議会に報告するものとする。</u></p> <p><b>【解説】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>第 1 項では、市民が自治基本条例に関する意見を出すことができることを定めています。自治基本条例は、市民自身が活動しながら普及を推進し、その中で出てくる不具合を改善しながら、より良いものへと市民が育てていく条例であると考えています。</u></li> <li>・第 2 項では、この条例の実効性を確保するため、条例の規定内容がどのように制度等に反映され、市民主体の自治の実現が図られたのか検証するとともに、この検証結果を市民の参画により検討することを規定しています。</li> <li>・第 2 項に定める「市民参画による検討」とは、市民が参画した委員会等を設け、条例の見直しの検討を行うことなどです。</li> <li>・第 2 項に定める「検証」とは、『(仮)自治基本条例推進計画』等を定め、その計画の進捗状況の把握を行うことなどです。</li> <li>・第 3 項では、条例の内容について、市民の参画を得て検討した結果を受けて見直す必要がある時には、条例改正等の措置を行うことを定めています。</li> </ul>

		<p>・第4項では、<u>市民から出された意見に対して、どのように検討し、また見直しをした場合は、どのように反映させたのかを、議会に報告することを定めたものです。</u></p>
<p>審議会の 議論</p>	<p>(見直し条項は必要か?)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ、自治基本条例だけ見直さなくてはいけないのか?</li> <li>・この条例は自治の基本を定めるものであり、常に現時点を意識し、これを活用していくことが大事である。ただ、時間が経つと市民も議員も職員も中身を忘れてしまうだろうが、見直しを行うことによって、再度意識付けることができる。</li> <li>・時代とともに「どういうものを自治に求めるのか」といった市民のニーズも変わっていくだろうから、社会情勢の変化に合っているかどうかを見直す必要はあるだろう。</li> </ul> <p>→見直し条項は必要である。</p> <p>(見直しを行う委員会を定める場合、何をする機関となるのか?)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「条例の適正な運用を監視・評価する」「条例の市民への普及を推進する」といった役割があると思われる。</li> </ul> <p>(運用を監視・評価について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「運用を監視・評価」する場合、その対象範囲が広いことから、物理的に可能なのか。また、委員会の構成メンバーは市政運営についてかなり高いレベルの理解が必要であり、人選が難航するのではないか。</li> <li>・運用のチェックに関して、議会がチェックすべき機関であることは当然である。</li> <li>・具体的な制度設計は難しい。</li> </ul> <p>(普及について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一番良いのは、市民自身が実践していくことで普及させるのが本筋で、行政が普及させていくということは、この条文の趣旨にそぐわない。</li> <li>・自治基本条例をめぐる意見を受け止める仕掛けを、行政側が作ってはどうか。市民が問題提起しやすい環境を作ることで、市民が主体的に動くことにつながると考えられる。</li> <li>・あくまでも自治基本条例の推進は市民自身がやっていくべきことであろうが、市民だけでは難しいので、市民が推進するあしがかりとなる条文を追加してはどうか。</li> <li>・自治体の中で自治に関わる主体が、それ相応の責任を持つことが自治基本条例を定める基本的な姿勢であろう。究極的に、それぞれの主体が、それぞれの役割を果たしていれば、そもそもこの条文は必要ない。自分たちの主体性や自主性、住民側の関わりに不安があるから、やる仕掛けを作ろうとしている議論になっているが、「それが自治か?」と問うた時、違和感がある。4年以内の見直しの機会をもつことで自治を考えるきっかけとなるという原案で充分だろう。</li> <li>・まだ、それぞれの主体が自主的に活動しているといえない状態であろうから、やる仕掛けが必要だと思われる。</li> </ul> <p>(条例の見直しについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり市民会議の参加人数は、回を追う毎に少なくなっていたが、今後は、参加を広げて、多くの議論を経た上で、自治基本条例が見直されるべきである。</li> <li>・レベルの高い議論がなされており、参加し続けている住民もいるので、そのプロセスは充実したものであるから、この条文で充分だと思われる。</li> <li>・市民が主体となり、見直しを行うことに疑問を感じる。市長自らが議会に上程し、</li> </ul>	

	<p>議会が決めることであろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政運営は、市長等が実施するものである。その際に民主主義が実行されているかについての判断は、選挙等を通じて市民が行うものであろう。</li> <li>・ 地方自治は市民が主体であり、議会や市長に全てを委ねているわけではないだろう。市民の側にもチェックする権利があると考えられ、その担保として条例の見直しが必要であろう。</li> </ul> <p>→まず「市民がこの条例に沿って運営がされているかどうかについて、意見を述べることができる」と定め、それを受けて「市長は、措置を講じるものとして、市民の意見とともに議会に報告するものとする」とする。議会にも情報が行き渡る状態にした中で、市長は 4 年を超えない範囲で、見直し作業を、市民参加を通じて行っていく。ただし、市長だけで条例改正はできないから、当然、議会の方でも見直しをやることになる。つまり、市民も首長も議会も、自治基本条例の運用状況について把握した上で、そこの見直し作業を行っていくことになる。そして、見直し作業を通じて、皆がいったん忘れてしまっていたものが復活されるという効果もある。</p>
<p>回答の方向性</p>	<p>(市民意見 No1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的に解説に書くようなことが実施できるよう制度設計を行っていく。</li> </ul> <p>(市民意見 No2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民・議会・市長等の情報共有を図る。</li> </ul> <p>(市民意見 No3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的に解説に書くようなことが実施できるよう制度設計を行っていく。</li> </ul> <p>(市民意見 No4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見直し勧告を行う等も考えられが、見直しに関する選択肢が複数あった方が良いと考え、あえて曖昧な表現にしている。</li> </ul>



## ■「追加要望のあった意見」に対する回答の方向性

項目	回答の方向性
公益通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益通報に関しては、既に「太宰府市公益通報の処理に関する規程（平成 19 年 12 月 20 日 訓令第 10 号）」があるが、市民への周知を図るため、この条例に確認的に規定するものとする。</li> <li>→市民意見 No1 にあげられる条文案の第 1 項を規定する。</li> </ul>
外部監査	（「第 18 条 行政評価」において議論済み）
意見・要望・苦情等への対応	（「第 18 条 行政評価」において議論済み）
行政手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に「太宰府市行政手続条例（平成 9 年 3 月 31 日 条例第 5 号）」があり、支障等がおきているといった具体的な報告がないことから、盛り込まない。</li> </ul>
会議の公開と傍聴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 19 条 審議会等」に関わることだが、19 条第 3 項「市長等は、原則として審議会等の会議を公開するとともに、会議録及び資料を公表するものとする。」を定めており、そこで読み込めると考える。</li> <li>・傍聴者との意見交換について、本審議会において傍聴者からの説明を受ける場面があったように、現状でも可能であると考ええる。</li> </ul>
自治基本条例推進委員会の設置	（「第 28 条 条例の見直し」において議論済み）
オンブズマン制度	（「第 18 条 行政評価」において議論済み）

## 住民投票制度に関する参考資料

## (1) 現行法上、制度化されている住民投票は・・・

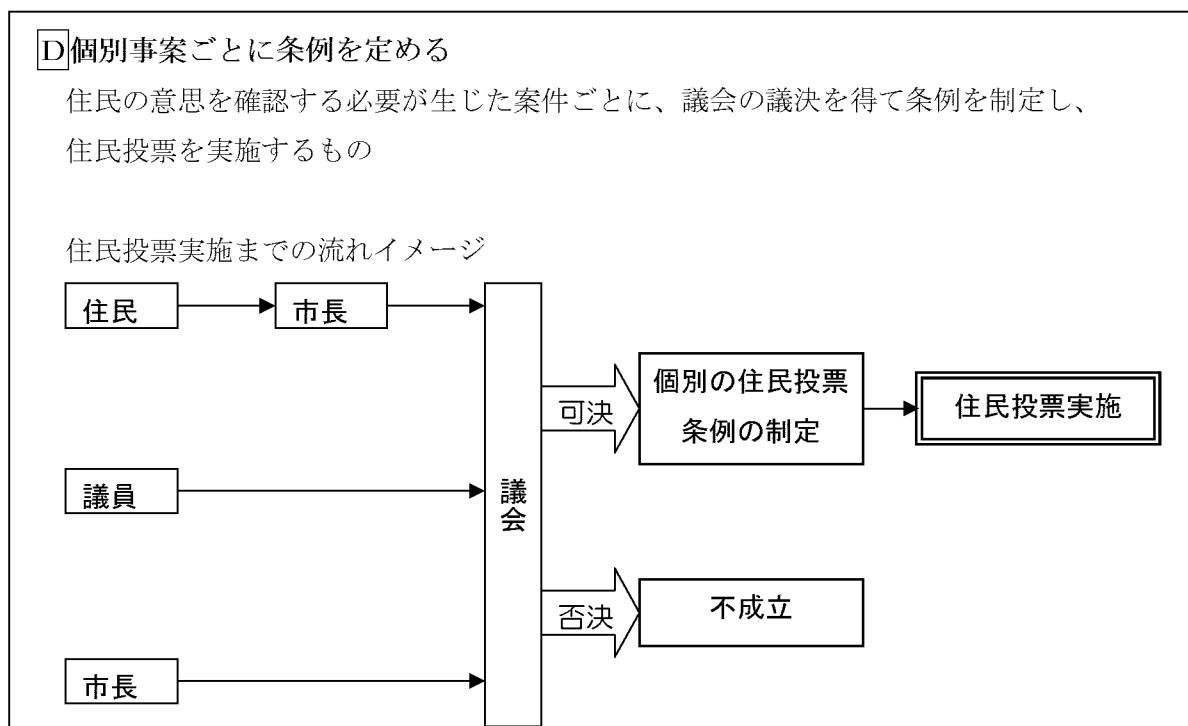
事例	内容	定められた法等
①一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定に係る住民投票	一つの地方公共団体のみに適用される特別法は、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、制定することができない。	日本国憲法 第 95 条
②議会の解散請求	選挙権を有する者の 3 分の 1 以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議会の解散を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議会は解散する。	地方自治法 第 76 条、77 条、 78 条
③議員または長の解職請求	選挙権を有する者の 3 分の 1 以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議員または長の解職を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議員または長は失職する。	地方自治法 第 81 条、82 条、 83 条
④市町村合併特例法に基づく住民投票	議会で否決された住民請求による合併協議会設置について、改めて合併請求市町村の長または 6 分の 1 以上の有権者は住民投票に付することを請求できる。	市町村の合併の特例等に関する法律

## (2) (1) 以外で住民投票を行うには・・・

請求・提案者	方法	地方自治法
①住民による請求 (直接請求)	普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。	第 74 条
②議員	普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。ただし、議案を提同するに当たっては、議員の定足の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。	第 112 条
③首長	普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出することができる。	第 149 条

以上の方法により、住民投票条例の制定についての請求もしくは提案をした後、議会の議決を経ることにより、条例が制定される。(⇒会長・副会長たたき台\_\_審議会資料 p. 54)

(会長・副会長たたき台\_審議会資料 p.54 より)



● 太宰府市における必要署名数の計算例 (選挙人名簿登録者数 57,359 人(平成 26 年 12 月))

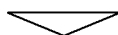
割合	必要署名数
50分の1 (2%)	57,359人 ÷ 50 = 1,147人分
3分の1 (33%)	57,359人 ÷ 3 = 19,119人分

●住民投票の事例（埼玉県所沢市）

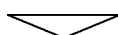
○所沢市自治基本条例（平成 23 年 7 月 1 日施行）（抜粋）  
（住民投票）  
第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、住民投票を行わなければなりません。  
（1）年齢満 18 歳以上の本市の住民基本台帳に記録されている者で日本国籍を有するものが、その総数の 5 分の 1 以上の者の連署をもって住民投票の請求を行ったとき。  
（2）市議会が、出席議員の過半数の賛成により住民投票の実施を議決したとき。  
（3）市長が、市政運営に関する特に重要な事項について、住民投票が必要であると判断したとき。  
2 市民等、市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。  
3 前 2 項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

・「防音校舎の除湿工事（冷房工事）の計画的な実施に関する住民投票」実施に至る経緯

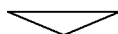
工事の計画的な実施の是非について、地方自治法第 74 条第 1 項の規定による条例制定の直接請求を、有効署名数 8,430 人の署名簿と共に平成 26 年 11 月に受理しました。（※選挙人名簿登録者数：281,513 人（平成 26 年 12 月））



平成 26 年所沢市議会第 4 回(12 月)定例会に議案を提出しました。



議会において審議し、修正可決されました。



平成 27 年 2 月 15 日に住民投票が実施されました。

○防音校舎の除湿工事(冷房工事)の計画的な実施に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、平成18年2月に定められた整備方針において、平成19年度以降の防音校舎の改修工事の際に復温工事と同時に、除湿工事をあわせて整備することを定め、平成26年度までに入間基地に近接する小中学校の改修工事が、市の政策判断により、除湿工事(冷房工事)が中止になった件に関して、市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、市が学校設置者として児童・生徒の学習する権利及び学習するための諸条件の整備を妨げることのないよう、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は次の通り実施する

- (1) 住民投票に付する事項 市が政策判断した除湿工事(冷房工事)中止に関し、児童・生徒の学習権の侵害に影響を及ぼすことについて、市民の意思を明らかにするため、市民による投票(以下「住民投票」という)を行う。
- (2) 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障すると共に、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は市長が執行するものとする。

- (1) 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、所沢市選挙管理委員会(以下選挙管理委員会という)に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という)は、この条例の施行の日から60日以内に執行するものとする。

(投票の資格者)

第5条 住民投票の資格を有するもの(以下「投票資格者」という)は、公職選挙法21条1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

- (1) 住民投票を行う投票資格者(以下「投票人」という)は、防音校舎への除湿工事(冷房工事)を計画的に実施することに賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは反対欄に、自らの○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。
- (2) 前項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。
- (3) 第2項の規定に関わらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することが出来ない投票人は、代理投票をすることが出来る。
- (4) 点字による投票の方法は、規定で定める。

(情報公開)

第7条

- (1) 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

- (2) 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。
- (3) 選挙管理委員会は、住民投票を実施するにあたって、住民投票広報の発行、住民投票広報広告の掲載その他の、住民投票資格者が賛否を判断するのに必要な広報活動を行うと共に、投票条件に関わる情報の公開、提供に努めなければならない。
- (4) 選挙管理委員会は、前項の広報活動および情報の公開、提供に際しては、投票案件に対する賛成意見および反対意見を公平かつ中立に扱うよう、留意しなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票および開票)

第9条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関し必要な規定は、規定で定めるほか、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職選挙法施行例(昭和25年政令第89号)および公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令13号)の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示すると共に、当該告示の内容を市長および市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第11条 市長および市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の賛否いずれか過半数の結果が、投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、その結果の重みを斟酌しなければならない。

(規則への委任等)

第12条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規定で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日に、その効力を失う。

## 第 23 条に関する私案

嶋田暁文

### 【第 1 項】

(案①) 市長は、市政上の重要事項について、住民の意思を確認するため、別に定める条例により、住民投票を実施することができる。

(案②) 議会および市長は、市政上の重要事項について、住民の意思を確認することができるよう、条例により住民投票についての通則を定めるものとする。

### 【第 2 項】

(A 案) 前項の条例は、投票に付すべき事項、請求要件、投票の手続その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。ただし、住民投票の実施を請求し、及び参加することができる者は、市内に住所を有する有権者とする。

(B 案) 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、請求要件、投票の手続その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。ただし、住民投票の実施を請求し、及び参加することができる者は、市内に住所を有する有権者とする。

### 【第 3 項】

(イ案) 議会および市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(ロ案) 市長は、住民投票の結果に係る取り扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

### 【解説】(案①→A 案→イ案を前提)

・本条で規定する「住民投票」は、市政の重要論点(例:「大規模公共施設の建設の是非」)について、住民の判断(「是」か「非」か)を仰ぐ仕組みのことを指します。地方自治法上の直接請求に係る住民投票(議会の解散請求、議員・長の解職請求の場合に行なわれる。)等とは異なりますので、ご注意ください。

・第 1 項は、条例に基づく住民投票が可能であることを確認する規定であると同時に、「別に定める条例」という表現を用いることで、住民投票に関する条例を設けるべき旨を規定しています。

・条例に基づく住民投票制度の場合、住民投票の結果には法的拘束力はありません。しかし、それを無視することが容易でないことも事実です。そこで、第 2 項では、住民投票の参加主体を「市内の住所を有する有権者」に限定しました。「自治基本条例は、住民投票を媒介に、外国人の参政権を拡充しようとするものだ」といった懸念が一部にあります。第 2 項をご覧いただければ、そのような懸念は当たらないことがわかるはずです。

・上でも述べた通り、条例に基づく住民投票制度の場合、住民投票の結果には法的拘束力はありません。しかし、投票結果が議会や市長によって無視されてしまうようでは、住民投票をする意味がありません。そこで、第 3 項では、「尊重しなければならない」という形で、努力義務を明示しました。